

■長期収載品の選定療養費制度

令和6年10月から後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。なお先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。詳細につきましては、厚生労働省のホームページをご覧ください。

■療養の給付と直接関係ないサービス等

※必要に応じて、以下のご負担をいただいております。

- ・在宅医療に係る交通費
- ・薬剤の容器代
- ・患者さんのご希望による薬剤の配送・郵送料、持参料
- ・患者さんのご希望による内服薬の一包化、甘味料剤等の添加、服薬カレンダーの提供に関わる費用